

わかりやすい！第4類消防設備士試験電気に関する部分免除 全訂版

電気に関する部分ですが、まず、当然、第1編の**電気に関する基礎的知識**が該当します。次に、P210、第3編第2章の「電気に関する部分」も原則として該当します。しかし、下の表にある項目は、法令の第4類の部分で出題されているので、電気に関する部分免除で受験される方であっても、この部分だけは学習する必要があります。また、第3編第3章の「試験・点検」も免除されます。

以上、まとめると、電気に関する部分免除で受験される方は、

1. 第1編の電気に関する基礎的知識
2. 第3編の2の「電気に関する部分」

ただし、下の表にある項目は、免除の対象とはならない

3. 第3編の3の「試験・点検」

が免除されます。

法令の4類で出題される部分	本文におけるページ	問題ページ
・警戒区域	210	253の問題1
・感知器を設置しなくてもよい場合	215	254の問題2
・煙感知器を設置しなければならない場合	218	255の問題6、 256の問題7
・感知器の取り付け面の高さ	221	257の問題9～ 258の問題12
・受信機の設置台数に関する規定	236の⑥と⑦	267の問題24、 268の問題25
・地区音響装置の区分鳴動に関する規定	237	268の問題26、 269の問題27
・消防機関へ通報する火災報知設備の 設置基準	324	327の問題1、 328の問題2

なお、2は、製図における基礎的知識であり、3は、鑑別でも出題されているので、できれば「電気に関する部分」免除で受験される方であっても目を通して欲しい項目ではあります。

筆記に関しては以上ですが、鑑別でも、第1問が免除されます。

この部分は、電気工事で使用される工具が中心となっていて、テキストで該当する部分は、P336の問題2、P349の問題9、P350の問題10が該当します（P339のIにあるブレーカーやP347の問題8にある計器類も出題されることがあるが、これらは第2問以降でも出題される可能性があるので、除きます）。